



各 位

会 社 名 株式会社 植 松 商 会  
代 表 者 名 代表取締役社長 植松 誠一郎  
(コード：9914 東証 JASDAQ)

問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 神 郁 夫  
電 話 022-232-5171 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 1 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 26 年 6 月 19 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行い、条文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けることになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略) (新 設) 2. ～ 6. (条文省略)	(目的) 第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) <u>2. 各種機械器具据付工事の請負</u> <u>3. ～ 7. (現行どおり)</u>
第 3 条～第 31 条 (条文省略) (監査役の選任方法)	第 3 条～第 31 条 (現行どおり) (監査役の選任方法)
第 32 条 (条文省略) (2) (条文省略) (新 設)	第 32 条 (現行どおり) (2) (現行どおり) <u>(3) 本会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>(4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(監査役の任期) 第 33 条 (条文省略)</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。<u>ただし、前条第 3 項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--	---

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 19 日 (木)

定款変更の効力発生予定日 平成 26 年 6 月 19 日 (木)

以 上